

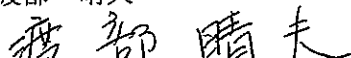
COVID 対策支援宣言書

我々は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の実現に向けた、医療の提供、感染管理、感染防止その他の感染症対策を一刻も早く進める上で、障害となる知的財産権の行使を行わない環境を整えることを目的に、一切の対価や補償を求めることなく、ここに宣言する。

1. 我々は、すべての個人および団体に対し、この宣言の日から世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルス感染症まん延の終結宣言を行う日までの間、新型コロナウイルス感染症の診断、予防、封じ込めおよび治療をはじめとする、新型コロナウイルス感染症のまん延終結を唯一の目的とした行為について、特許権、実用新案権、意匠権、著作権（以下「知的財産権」）の権利行使を行わないⁱⁱ。
2. 本宣言は、明示または黙示を問わず、特許性、有効性及び商品性並びに知的財産権の実施等の行為が第三者の権利を侵害しないことその他一切の保証をするものではない。
3. 本宣言をなした宣言者ⁱⁱⁱに対し、知的財産の侵害警告または侵害訴訟その他の法的手続きを開始した個人および団体に対して、本宣言は適用されない。
4. 本宣言の期間終了後に、宣言者の「知的財産権」について実施許諾を希望する場合、宣言者は、実施許諾の可否および許諾条件につき別途協議に応じるものとする。
5. 宣言者が宣言の対象範囲に追加の制限を設けることを希望する場合は、本宣言書に添付する「別紙」に追加の制限を明記することができる
6. COVID 対策支援宣言書の全ての著作権は放棄され、パブリック・ドメインに提供する。

宣言者は、本宣言を証するため本宣言書に調印し、COVID 対策支援宣言事務局に提出する。

2020年4月28日

宣言者 (社名) : 株式会社 L S I メディエンス
(役職) : 代表取締役社長
(氏名) : 渡部 晴夫
(署名または押印) : 

別紙

- 宣言者は宣言の対象範囲に追加の制限を設けない。
 宣言者は対象範囲に追加の制限を設ける。
(追加の制限を下欄に示す)

- 宣言者は宣言の期間について変更しない。
 宣言者は宣言の期間に以下の変更を加える。
(終了日を下欄に示す)

第1条の規定にかかわらず、WHOが新型コロナウイルス感染症まん延の終結宣言を行う日が、本宣言の日から2年を経過した日を超える場合には、終了日は本宣言の日から2年を経過した日までとする。

This Declaration will be effective as of the Declaration Date, and will continue in full force and effect until the second(2nd) anniversary of the Declaration Date if terminated date as set forth in this Section one(1) will be later than the second(2nd) anniversary of the Declaration Date.

- 宣言者はその他につき、下記の通り追記する。

本宣言の期間中に、宣言者の「知的財産権」を実施する者は、宣言者に対し、書面でその由を通知及び報告するものとする。

During this Declaration Term, those who implement this Declarer's intellectual property rights shall then give this Declarer written notices and reports.

-
- i 商標権および営業秘密は含まない。また、本宣言につき、第三者との契約上の制限があるもの、並びに第三者に対価を支払う事が必要なものについては除く。
 - ii 本宣言にかかわらず、宣言者との間に既に取り決めが存在する場合には、かかる取り決めが優先して適用されるものとする。
 - iii その子会社を含む。